



回覧印座



建災防だより 10月号

令和7年10月1日

建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026 高松市磨屋町6-4

TEL: 087-821-5243 FAX: 087-821-5229

Eメール: info@kensaibou-kagawa.jp

ホームページ: <https://kensaibou-kagawa.jp>



検索方法: 建災防香川 (けんさいぼうかがわ)

建災防香川支部
ホームページ

※ 10月1日～7日は全国労働衛生週間で、スローガンは「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けてストレスチェックで健康職場」です。**メンタルヘルス(心の健康)**は大事です。また、職業性疾患としては、精神疾患(うつ病)・酸欠・硫化水素中毒・振動障害・肺がん等があります。

主 な 内 容

- ◎ 全国労働衛生週間**実施要領**について
- ◎ 「建設業法令遵守講習会」の開催について**(無料)**
- ◎ **個人事業者等**に対する安全衛生対策について
- ◎ 建設業における労働災害の発生状況について**(8月末現在)**
- ◎ 全国建設業**労災互助会**について(追加補償加入)
- ◎ **建災防加入**でパワーアップ ◎ **ストレスチェック**の法改正について
- ◎ **工作物石綿事前調査者**講習について(R8年1/1より資格必要)
- ◎ **メンタルヘルス**対策支援について
- ◎ **魅力ある職場づくり**お手伝いします**(無料)**

◎. 全国労働衛生週間 実施要領について

・本年度の全国労働衛生週間は、10月1日から7日までを本週間として展開されます。

昭和43年8月16日第三種郵便物認可・令和7年8月1日発行・「建設の安全」号

令和7年度

全国労働衛生週間実施要領

令和7年度スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

◆本週間：10月1日～7日 ◆準備期間：9月1日～30日

会長メッセージ

令和7年度の全国労働衛生週間を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。

全国労働衛生週間は昭和25年に初めて実施されて以来、今年で第76回を迎え、労働衛生に関する意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進に欠かせないものであり、作業者の健康確保に大きな役割を果たしてまいりました。

近年、建設業における業務上疾病の被災者数は増加傾向にあり、その半数以上を災害性腰痛と熱中症が占めています。また、労災保険支給決定件数を見ますと、脳・心臓疾患や精神疾患の件数が後を絶たず、特に石綿関連疾患（中皮腫・肺がん）の件数は増加傾向にあるとともに全産業の3分の2を占める状況となっています。

さらに、建設業を取り巻く環境は、働き方改革の推進、建設従事者の高齢化の進展、担い手の確保・育成など、多様化する化学物質、AIをはじめとした新しい技術との共存など、様々な課題が山積する状況にあります。

国や国民を支える建設業が「憧れの産業」として、安定的に発展し、社会に貢献していくためにも、建設工事に従事するすべての方々が健康で、安心して働くことのできる魅力ある職場環境づくりは非常に重要です。

当協会では令和5年度から令和9年度を期間とする、第9次建設業労働災害防止5か年計画を策定しており、計画に掲げた目標達成に向け、化学物質取扱作業のリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置の実施、メンタルヘルス対策の推進、高年齢作業者の加齢による身体機能の低下によるリスク等を考慮した対策の推進、さらに、解体工事等における有資格者による事前調査をはじめとした石綿ばく露防止対策の徹底や、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録促進などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

これから迎える全国労働衛生週間は、「心とからだの健康」と「快適な職場環境づくり」の重要性を再認識する良い機会となりますので、会員の皆様におかれましては、令和7年度の全国労働衛生週間の準備期間及び本週間において取り組むべき事項をまとめた本実施要領を参考に、経営トップの明確な方針のもと、企業の実態に即した効果的な労働衛生管理活動を実践され、職場の労働衛生水準の向上に努められますようお願い申し上げます。

なお、10月2日と3日の両日、「ワールド記念ホール」「神戸国際展示場」において、安全意識の高揚や情報の共有化を図るために、第62回全国建設業労働災害防止大会（阪神・淡路大震災の発生から30年目にあたることから、建設業の活動をPRする「阪神・淡路大震災企画展」と専門部会では「自然災害部会」も開催）を現地開催とオンデマンド配信を組み合わせたハイブリッドで開催いたしますので、是非ご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和7年9月

建設業労働災害防止協会
会長 今井雅則



No. 1
みじき 藤咲 碧羽
No. 760201

◎. 「建設業法令遵守講習会」を開催します（無料）

～改正建設業法および建設業の元請・下請ルール～

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

参加費無料

令和7年9月11日
四国地方整備局建政部

「建設業法令遵守講習会」を開催します
～改正建設業法および建設業の元請・下請ルール～

1. 講習内容(予定)

建設業のコンプライアンス強化の取組を支援している「(公財)建設業適正取引推進機構」が適正取引について説明、さらに四国地方整備局より改正建設業法について説明します。

- (1)建設業の適正取引に向けて ～実際のトラブル事例を踏まえて～
- (2)改正建設業法について

2. 会場及び申込

※参加費は無料ですので、下記回答フォームより事前にお申し込みください。

開催日時 令和7年12月8日(月) 10:00～
開催場所 【Web 開催】

<https://forms.office.com/r/jnc7w6nS6r>

※申込期限 令和7年11月28日(金) 17:00



▲スマホの方はこちら

問い合わせ先(◎:主な問い合わせ先)

四国地方整備局 建政部

計画・建設産業課 TEL:087-811-8314(直通)

課長

増田 鉄也 (内線 6121)

◎課長補佐

田中 二郎 (内線 6119)

◎. 個人事業者等に対する安全衛生対策について

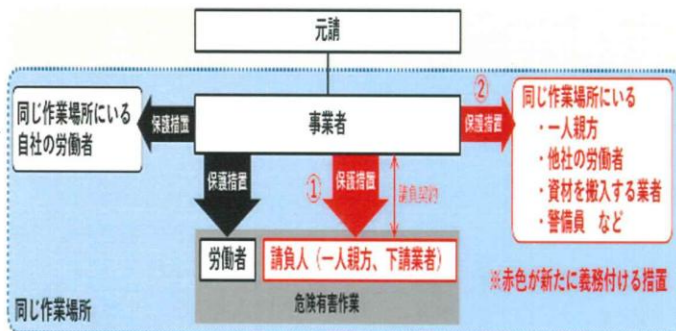
個人事業者等に対する安全衛生対策

(1-5 関係)

■建設アスベスト訴訟の最高裁判決において、石綿（アスベスト）の規制根拠である労働安全衛生法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正。

危険有害な作業を行う事業者は、以下の措置を講じなければならない。

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業を請け負わせる場合は、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施。**
- ② **同じ作業場所にいる労働者以外の者（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施。**



① 危険有害な作業を請け負う請負人（一人親方、下請業者）に対する保護措置の主な内容

- ・有害物の発散防止の装置等の稼働 ⇒ 請負人のみが作業する時も稼働させる、使用を許可する等**配慮する義務**。
- ・マスク等の保護具の使用 ⇒ 保護具の使用が必要である旨を**周知する義務**。
- ・安全確保のための作業方法の遵守 ⇒ 作業方法の遵守が必要である旨を**周知する義務**。
- ・作業終了次の身体汚染除去等 ⇒ 汚染除去が必要である旨を**周知する義務**。

② 同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する保護措置の主な内容

- ・危険箇所への立入禁止 ⇒ 立ち入りを禁止する**義務**。
- ・特定の場所での喫煙・飲食禁止 ⇒ 喫煙・飲食を禁止する**義務**。
- ・危険性に関する掲示 ⇒ 掲示して知らせる**義務**。
- ・事故発生時の退避 ⇒ 退避させる**義務**。

令和5年
4月1日
施行

9

個人事業者等に対する安全衛生対策

(1-5 関係)

■労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2についても、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨を拡大し、同条に基づく省令の規定を改正。

③ 同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する保護措置の主な拡大内容

- ・危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な個所の限定、悪天候時の作業の禁止 ⇒ 立ち入りを禁止する**義務**、搭乗を禁止する**義務**、立入等が可能な個所を限定する**義務**、悪天候時に作業を禁止する**義務**。
- ・火気使用の禁止 ⇒ 喫煙等の火気使用が禁止されている場所において、火気使用を禁止する**義務**。
- ・事故発生時の退避 ⇒ 退避させる**義務**。

④ 危険箇所等で作業を請け負う請負人（一人親方、下請業者）に対する保護措置の主な拡大内容

- ・保護具等の使用 ⇒ 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせる場合には、保護具等を使用する必要がある旨を**周知する義務**。

令和7年
4月1日
施行

重要

- ④の「保護具等の使用に係る周知義務」について、立入禁止とする必要があるような危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、
- ①作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
 - ②特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
- については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

10

◎. 建設業における労働災害の発生状況について

＜令和 7 年 7 月末の全国の労働災害＞

- ・全産業の死亡者数・・・363 人（前年同期比 ▲3 人）
- ・建設業の死亡者数・・・120 人（前年同期比 ±0 人）
- ・全産業の休業 4 日以上之死傷者数・・・64,612 人（前年同期比 ▲936 人）
- ・建設業の休業 4 日以上之死傷者数・・・6,455 人（前年同期比 ▲352 人）

＜令和 7 年 8 月末の香川県の労働災害＞

- ・全産業の死亡者数・・・8 人（前年同期比 ±0 人、）
- ・建設業の死亡者数・・・**2 人**（前年同期比 +1 人、）
- ・全産業の休業 4 日以上之死傷者数・・・777 人（前年同期比 ▲118 人）
- ・建設業の休業 4 日以上之死傷者数・・・82 人（前年同期比 +4 人）

※香川県の建設業での死亡災害は 2 件で、昨年合計と同数になりました。4 日以上之死傷者数は昨年同期より増加しています。危機感の共有をお願いします。

◎. ストレスチェックの実施が、**50 人未満**の事業場にも義務づけられます。（法改正）

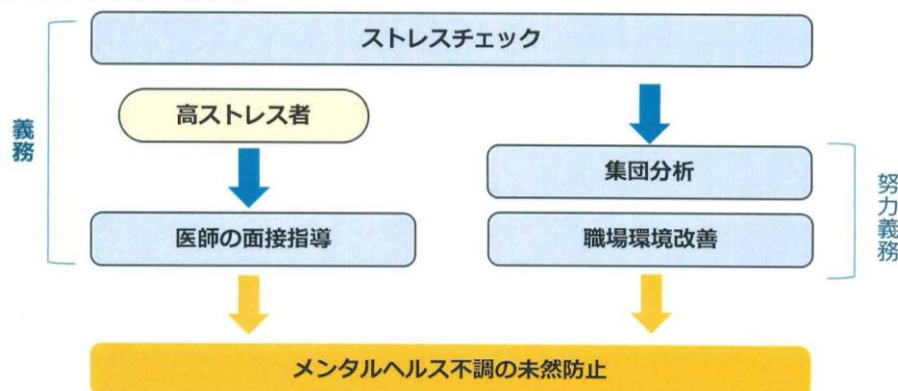
職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後 3 年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数 50 人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50 人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



◎. 全国建設業労災互助会について（追加補償加入）

プラスワン

4つの補償制度 **+1** で災害のトータル補償!

新労災(傷害プラン)補償制度

(事業活動総合保険)

労働者の業務中のケガと労災訴訟によるご加入者の賠償責任を補償

- ★下請負人も補償対象
- ★保険金は政府労災保険の認定を待たずにお支払いが可能
- ★経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能

NEW 入通院臨時費用補償特約新設

労災上積み補償制度

(労働災害総合保険、傷害総合保険、入院見舞金制度)

政府労災保険の上乗せとして、被災者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害を補償

- ★下請負人も補償対象
- ★入院見舞金制度
- ★経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能

第三者賠償補償制度

(賠償責任保険に請負業者・生産物等の各種特約をセット)

工事遂行中および引渡し後に生じた偶然な事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償

- ★地盤崩壊や仕事の目的物自体の損害等もオプションで補償

NEW 受託者賠償特約新設

建築・土木・組立工事補償制度

(建設工事保険に各種特約をセット)

火災・台風・雪災・施工ミスなど、工事現場において、工事期間中に不測かつ突発的な事故により、工事対象物等に生じた損害について補償

- ★工事現場のみならず、対象工事専用の工事現場外の仮設置場、仮設倉庫も対象

プラスワン

工事全体が補償対象となる「甲型JV工事スポット契約」をお薦めします!

詳しくは、こちらのパンフレット30ページをご覧ください。▶▶▶



この広告は、制度の概要です。詳しい内容につきましては、下記または取扱代理店までお問い合わせください。

一般社団法人 全国建設業労災互助会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1 ミツワ小川町ビル5階
TEL 03-3518-6551 FAX 03-3518-6585

補償まるわかり動画 配信中



■取扱(幹事)代理店: 緑富士株式会社

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1
ミツワ小川町ビル7階
TEL 03-5244-5360 FAX 03-5577-2808

■引受(幹事)保険会社: 損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5401 FAX 03-6388-0160

受付時間はいずれも平日:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

◎ 建災防加入でパワーアップ



建災防加入で パワーアップ

《4S power》



建設業のみなさまの悩み

- ◎最新の法規制への対応がわからない
- ◎労働災害が減少しない
- ◎労働災害が発生したが、どんな再発防止対策がいいのかわからない
- ◎社員の安全衛生意識が低い など

悩み解消

建災防に加入すれば
パワー(最新情報力、支援力、審査力、資格力:4Spower)アップ
を図り、悩みが解消されます。



S 最新情報 power

最新の法規制への対応や労働災害の発生状況など最新の情報を入手できます。

S 支援 power

安全管理士や衛生管理士等による労働災害に関する安全衛生技術支援を受けることができます。

S 審査 power

建災防加入で自治体等入札加点が受けられる場合があります。

S 資格 power

資格取得に必要な講習の受講、教材等の購入など質の高い教育で人材育成ができます。



建設業労働災害防止協会(略称:建災防)

東京都港区芝5丁目35番2号 安全衛生総合会館7階
会員加入については、裏面の都道府県支部にお問い合わせください。

◎ **工作物石綿事前調査者講習**について（R8 年 1/1 より資格必要）

令和8年（2026年）1月1日以降着工の工事から、
一部の工作物の石綿事前調査には
資格取得が必要になります！

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります！

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備（発電設備・配電設備・変電設備・送電設備）の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



⚠
既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは **法令違反** です！
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生する
おそれがあります。

◎. メンタルヘルス対策支援について

無料

メンタルヘルス

対 策 支 援

香川産業保健総合支援センターでは、中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の普及促進のために、事業主又は事業場の産業保健スタッフからのご相談やお問い合わせを受け付けています。

メンタルヘルス対策促進員が皆様の職場を訪問し、**メンタルヘルス対策の導入支援**や、**教育研修**を**無料で実施します！**どうぞお気軽にご利用ください。

「何からどう取り組むか」など
具体的なアドバイスをします！

○メンタルヘルス対策導入支援

- ・ ストレスチェック制度に関する支援
- ・ 心の健康づくり計画の策定支援
- ・ 職場復帰プログラムの策定支援
- ・ 衛生委員会での調査審議への助言
- ・ メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応に関する支援など

○管理監督者向けメンタルヘルス教育

管理者の方を対象とした2時間程度の教育を実施します（1事業場1回限り）

○若年労働者向けメンタルヘルス教育

新入社員や若年層の方を対象とした2時間程度のセルフケア教育を実施します（1事業所1回限り）

支援申込先

香川産業保健総合支援センター

TEL 087-813-1316 FAX 087-813-1317

ホームページ

<https://www.kagawas.johas.go.jp/>

詳しい内容はHPをご覧ください。

香川産業保健総合支援センター |

検索



かがわさんぽ

※お申込み後、当センターからご連絡いたします。

※この用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

◎. **魅力ある**職場づくりお手伝いします **(無料)**

NEXTWORK
STYLE

働き方改革広がる

令和7年度 厚生労働省委託事業 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
(受託：全国社会保険労務士会連合会)

魅力ある職場づくり お手伝いします



**働き方改革全般に関する取り組みを
ワンストップで支援します**

例えば、
このようなこと

- 企業の実態に適した労働時間制度の提案
- 業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- 利用できる国の助成金の紹介

社会保険労務士があなたの会社を訪問して

「働き方改革」を支援します

相談無料

オンライン
対応可能

秘密厳守

香川働き方改革推進支援センター

受付時間：平日 9:00～17:00

☎ **0120-000-849**

